

東京都 石原慎太郎知事 様

平成 18 年 8 月 31 日

## 「補助 54 号線」事業認可に関する要請書

世田谷区は 7 月 31 日付けで都市計画道路「補助 54 号線」および「区画街路 10 号線」の事業認可申請を東京都に提出しました。上記の計画は賑わいある街の中心を分断し、下北沢に大量の車を流入させてしまうだけではなく、街を高層化する再開発計画の前提条件になっています。世田谷区の現在の計画が実行されてしまうと私たち地元商業者が作り上げてきた下北沢の街のよさが大きく損なわれるだけではなく、私たち小規模経営の者たちは構造的に街から締め出されてしまう恐れが強くなります。それゆえ私たちは 510 商業者の署名を世田谷区と東京都に提出するなど再三計画の見直しを要求してきました。にもかかわらず今回事業認可申請が提出されたことを鑑み、東京都に対し事業認可の作業を即刻中止していただくことを要請いたします。

事業認可作業の中止を要請する理由は、事業認可手続きの上にも存在しています。事業認可申請書の内容を拝見したところ、都市計画決定の内容と事業認可申請の内容が違っていることがわかりました。今回の申請書では、区画街路 10 号線は延長 64m、交通広場面積 5400 m<sup>2</sup>で申請されています。しかし、平成 15 年 1 月 31 日に告示された区画街路 10 号線の都市計画決定は延長約 60m、面積約 5300 m<sup>2</sup>です。都市計画法は事業内容が都市計画に適合している場合に事業認可の承認を行うことができますとしています。世田谷区が提出した事業認可申請の内容は、都市計画に合致しておらず、適合の要件を満たしていません。とりわけ、5300 m<sup>2</sup>の駅前広場は世田谷区の担当者がこの事業の面積として前提としていた数字です。100 m<sup>2</sup>も違っていたのならば、立退き対象者の権利や支出する税金を考慮すると、都市計画の再変更手続きを経てから臨むべきです。

以上を踏まえ、「補助 54 号線」の事業認可の作業を即刻中止して世田谷区の申請を差し戻し、世田谷区が計画段階からの見直しを行うよう提言していただくことを都知事に対し要請いたします。

「54 号線の見直しを求める下北沢商業者協議会」

代表 大木 雄高

連絡先：03-3419-6261

URL：<http://www.shimokita-sk.org/>

Mail：[info@shimokita-sk.org](mailto:info@shimokita-sk.org)